

真相の解明と強制労働補償基金創設前史

田 村 光 彰

初めに

ドイツの戦後補償

I. 強制労働

1) 産・官・軍による強制労働の実態

(『第三帝国における強制労働』、『北陸大学紀要』第28号、
2005.3.17)

2) 企業各社の強制労働

II. ニュルンベルク国際軍事裁判

1) ニュルンベルク継続裁判

2) ドイツ司法

III. ドイツの戦後補償史

1) 戦後補償史：第1期～第4期

2) 戦後補償史における強制労働

IV. 強制労働補償基金の創設：戦後補償史第5期

1) 真相の解明と強制労働補償基金創設前史

(『北陸法学』第12巻、本稿)

2) 強制労働補償基金

1990年10月、西独が東独を併合する形で両ドイツが統一された。誰もが実現を想定しなかった「おとぎの国」Never Never Landが出現した。政府や裁判所は、従来、強制労働は、「典型的なナチスの不法」には入らず、「戦争による処置」

であり、言い換えれば戦争につきものの現象、常に戦争に付随する事象であると見なし、したがって国家賠償に属する問題である、それ故、強制労働者たちの要求の検討は「賠償問題の最終規定まで延期される」（ロンドン債務協定第2編第5条）との見解をとり続けてきた。しかし今や両ドイツが統一され、「賠償問題の最終規定」、すなわち、統一ドイツと連合国との平和条約の締結が日程に上り、統一ドイツは賠償の支払いに応じざるを得なくなってきた。本稿では、国家と企業などによる強制労働者への「延期され」てきた補償を視野に入れ、具体的には強制労働基金「記憶、責任、未来」の創設に至る前史を扱う。

強制労働基金は2段階を経て創立された。すなわち、①1999年2月17日、強制労働者を酷使した巨大資本12社による基金創設の合意の発表、②2000年7月6日、基金法案の下院通過を経て、7月17日に基金を運営する財団が正式に発足した。冒頭に示したドイツの戦後補償を解明する全体の構想の中で、本稿は、第IV章の第1節を構成し、この前史に基づいて、第2節で強制労働補償基金が上に述べた合意—議会通過—発足とともに叙述される。

（1）強制労働基金「記憶、責任、未来」に先立つ企業の支払い史

ここで「記憶、責任、未来」基金が成立する以前になされた企業の被害者への支払いについてふれておこう。年表スタイルで、その歴史を掲げておく。

①1990年代半ばまで

1951年

IG-ファルベン社で強制労働をさせられた元収容者が、IG-社を提訴し、1957年、和解が成立。IG-社は、対独物的補償請求ユダヤ人会議に、和解金を支払う。社は、強制労働者を「割り当てられた」と主張。

1957～66年

5社（クルップ社、AEG社、ジーメンス社、ラインメタル社等）が、総額5196万マルクを支払う。

1986年後半

フリードリヒ・フリック死(1972年)、フリック・コンツェルン解体(1986年)を経て、中核を引き継いだ新会社フェルト・ミューレ・ノーベル社が対独物的補償請求ユダヤ人会議(ニューヨーク)に500万マルク(約4億円)を支払う。人道的理由で支払い、法的責任を認めず、「第三帝国の奴隷労働計画に参加した、との非難は根拠がない」と主張。

1988年

ダイムラー・ベンツ社、2000万マルクをユダヤ人団体へ支払う。

1991年

フォルクスワーゲン社、対独物的請求ユダヤ人会議などに1200万マルクの補償金を支払うことを決定。「同社の工場敷地内に強制労働をさせられた収容所の人々のために記念碑を建てた。」⁽¹⁾ ここには「VW工場で軍需と犯罪的な制度である戦争のために、むごい苦しみを受けた幾千の強制労働者に思いを寄せるために」⁽²⁾と書かれている。

1994年

ハンブルク電機産業、ポーランドの元強制労働者に「かなり高額」⁽³⁾を支払う

ドイツの企業の戦後責任を扱ったベンジャミン・B・フェレンツ著『奴隷以下』は、1979年にドイツで発行された。したがってこの著作には、上の略年表の「1986年後半」以降は含まれていない。にもかかわらず、その叙述は、これ以降から現在までも見通しているかのようである。というのも「戦後これまでみずから進んで生存者に補償をしようと申し出た企業はなかった」⁽⁴⁾からである。

では、上の略年表にある企業は、なぜ、支払いに応じたのか。その動機をフェレンツは次のように説明している。被害者に支払った数少ない企業の場合でも、その理由は「元奴隷を救うことにあつたのではなく、むしろ自社の利益になると考えられる状況になって初めて支払いに応じたのである」。⁽⁵⁾ 「自ら進んで」で戦

後処理をしようとしたわけではなかった。「海外における企業イメージと販売計画」⁶⁶こそが狙いであり、そのための支払いであった。

②フォルクスワーゲン社の場合

1998年9月11日、フォルクスワーゲン（VW）社は、ヴォルフスブルク市で声明を出し、「元強制労働者への人道的な給付のための基金」の設立を発表した。これもフェレンツの言う「企業イメージと販売計画」の一環に位置づけられる基金であろう。

VW社は、もともとナチス政権の国民車政策に基づいて1937年に設立された。本社や移転をした疎開先の工場で、1941年から45年の間に、合計約1.7万人の外国人強制労働者を働かせ、このうち戦後生存できた人は僅か2000人に過ぎなかった。⁶⁷10人の労働者のうち9人弱が死亡する労働現場であった。第三帝国時代、ドイツの企業は、戦時（戦争）捕虜、強制収容所の収容者、そして侵略・占領地で捕まえた民間人（市民）に強制労働を課した。このうち、民間人が収容された「民間労働者収容所」の実態の一例を【資料】として掲げる。ある企業はダハウ、ノイエンガメ等の強制収容所を、またある企業は既設の工場を「民間労働者収容所」として使っていることが分かる。VW 社の場合、数多くの収容先の一つがノイエンガメ強制収容所である。

【資料】民間労働者収容所 Zivilarbeiterlager

企業	分野	投入数	収容先	本社	期間	創業資本金 単位：億 DM
Agfa 株式会社	出版産業 化学産業、 光学	500	・ダハウの強制収容 所親衛隊司令部	ミュンヘン	44.10.10- 45.4.14	8
パールゼン 有限会社	食品産業	200	・民間労働者収容所	ハノーファー		不明
BASF 株式会社	化学産業	不明	・民間労働者収容所	ルートヴィヒス ハーフェン	報告なし	34.715
Bayer 株式会社		1450	・民間労働者収容所	ドルマーゲン	報告なし	37.516
コンティネ ンタル 株式会社	ゴム・プラス チック生産 サービス産業	4545	・ノイエンガメ強制 収容所親衛隊司令部 ・民間労働者収容所	ハノーファー	報告なし	4.867
BMW ロールスロイ ス有限会社	自動車産業	2834	・ブーヘンワルト、 ダハウ強制収容所 親衛隊司令部	アイゼナハ ダハウ		3.04
ダイムラー・ クライスラー 株式会社	自動車・ 保険・情報 技術産業	少なくとも 32482	・親衛隊刑執行収容所 ・ブーヘンワルト、 ダハウ強制収容所親 衛隊司令部	モスバッハ ダハウ アイゼナハ ハンブルク	1940-45.4	
Degussa 株式会社	化学・機械・ 金融	130	・民間労働者収容所	ラインフェル デン	報告なし	4.589
ドイツ鉄道 株式会社	交通・ 長距離導 管輸送	少なくとも 4680	・フロッセンビュルク強制 収容所親衛隊司令部 ・民間労働者収容所		1942.9- 1945.7	42
フォード 株式会社	自動車産業	1350	・ブーヘンワルト強制 収容所親衛隊司令部 ・民間労働者収容所	ケルン	1944.8- 1945.4	7.2
ハンブルク 給水設備	エネルギー・ 水道供給	報告なし	・民間労働者収容所	ハンブルク	報告なし	2.315
ホッホティーフ 株式会社	建設	7935	・労働教育収容所 ・ダハウ、ノイエンガメ強 制収容所親衛隊司令部 ・民間労働者収容所	シュタルン ベルク メッペ ン エッセン	1940.8- 1945.4	3.95
ルールガス 株式会社	エネルギー供給	150	・民間労働者収容所	とりわけエッ セン	報告なし	23
ズィーメンス 株式会社	自動車産業 事務機器、 光学機械	4993	・ラーヴェンスブリュッ ク、マクトハウゼン強 制収容所親衛隊司令部 ・民間労働者収容所	とりわけフェル ステンベルク ベルリン	1941-1945.4	70.385
Stadtwerke Dueseldorf 株式会社	エネルギー供給	60	・民間労働者収容所	デュッセルドル ルフ		2.298
テュッセン 株式会社	自動車、光学、 プラスチック 産業	4840	・労働教育収容所 ・民間労働者収容所	デュイスブルク デュッセルドルフ		41.939
フォルクス ワーゲン 株式会社	自動車	少なくとも 4560	・ノイエンガメ強制収 容所親衛隊司令部 ・民間労働者収容所	ブラウンシュ ヴァイク	報告なし	32.346

出典：Aktion Sühnezeichen:Die Liste der Zwangsarbeit-Profitueure ist enorm lang, taz, 99.10.8

ここで基金設立の声明文を、少々長いが全文を引用してみよう。（下線は筆者による）

「元強制労働者への人道的な給付のための基金」

「VW株式会社は1998年7月7日の声明で、第二次世界大戦中、当時のVW社のために強いられて労働をした人々に人道援助をすることを公にしました。

連邦政府の補償給付はこれまで広範囲に続けられてきましたが、これによりナチ独裁の非人間的な強制措置そのものをなかつたことにすることはできませんでした。VW株式会社は、法的に義務はありませんが、道義上、今後も引き続き人道的な寄与をするように要請されていると考えます。

こうした前提にたつて、VWは今日まで、元強制労働者の祖国での人道に基づくプロジェクトや歴史学上の、また社会・文教政策上の企画に対して2500万マルク以上の額の資金を提供してきました。これだけにとどまりません。VW社は、イスラエルや最近ではサラエボに平和を創造するための資金を投入してきましたが、これは、当社が現在、未来にわたり責任ある行為をとるよう義務づけられていることを歴史の体験から導き出している事実を示していました。

私たちは第二次世界大戦中、かつてのVW社で労働を強いられた元強制労働者に援助をすることを通して、すでに進んできた道を更に歩み続け、またすでに高齢に達している人々の生活設計の形成に寄与したいと思います。我が社は、以下のように決定しました。直ちに成果があがるよう私的基金を創設し、この基金は、出身（国）や国籍に関係なく、強制労働に従事した人々に迅速かつ直接に必ず支援をすることになります、と。

VW社は、今後個人への支払額を決定する役目を担うことになる管理機関の創設をめざして、著名な人々との議論を始めます。今年中に基金から該当者に最初の支払いができるよう聞き取りを始めます。基金には、私たちの知識状況に合わせて資金が十分に拠出されます。2000万マルク（約16億円、筆者）の予算が計上されるでしょう。

官僚的にはならず、かつ迅速な資金の授与がなされるように、VW社は経済の

調査を受け持つドイツ信託会社（KPM）に事務的な仕事と支払い業務の遂行を依頼しました。この運営機関は、（どのような機構になるかが）まもなく発表されるでしょう。元強制労働者は、ここに問い合わせれば、人道支援を申請することができ、審査を受けた後にできる限り早く給付を受け取ることができるでしょう。」⁽⁶⁾

この基金の特徴は、第一に、法的な義務はない、と宣言している点である。先に年表でごく少数の企業による支払いの略史を掲げたが、これらの企業を含め今日までドイツの企業の中で法的責任を認めた企業は一社たりとも存在しない。既に触れたように、VW社は<10人中9人も殺す>職場環境で、国際法にも国内法にも違反していた。この法的責任を認めない姿勢は、後の『記憶、責任、未来』基金にも貫かれている。第二に、支払いの根拠は、道義的な問題であり、したがって「人道援助」であるという。ドイツ語文で28行からなるこの声明文の中に、人道的 humanitär という言葉と、援助、支援 (Hilfe, Unterstützung) という言葉がそれぞれ4回も出てくる。一般に、自己の行為を顧みて、良心に基づいて反省する時、それは謝罪という。この謝罪に基づいて金銭的補償がなされる。しかし、この声明文の基調は、謝罪ではなく、援助である。自分がかつて何をしたのか、という事実は指摘しても、その反省はなく、困っているから援助をするというわけだ。自らの善意の強調である。後の『記憶、責任、未来』基金には、こうした謝罪の視点が欠落している点もこのVW基金と共通している。特徴の第三は、「直ちに」成果があがるように」基金を作り、また「強制労働に従事した人々に『迅速に』」援助する、という文言に現れているように、「直ちに」「迅速に」しなければならないならば、では今まで53年間、何をしていたのかが問われる。

基金の設立を決定的に促した最大の要因は、後に見るように、フォルクスワーゲン社のみならず、ドイツ企業が裁判で訴えられる事態が続発した事態である。被害者団体や市民、学者の真相解明の努力により、史料が次々と発掘され、「強制労働はナチス政府の責任であり、我々は強いられたに過ぎない」などという責

任の転嫁が通用しなくなった。利潤のためには進んで殺戮もする、という企業体質が明らかになってきた。VW社も、アメリカで集団訴訟を起こされ、ホロコーストへの積極的加担という汚名から逃れられなくなった。その意味で、この基金の特徴の第四は、企業側からの巻き返し、すなわちフェレンツの言う「企業イメージと販売計画」の戦略の一環に位置づけられよう。第五に、単独の民間企業が、基金の設立による補償方式を初めて取り入れた点で、先の略年表に掲げた少数の企業の支払いとは異なっている。VW社に続いて、同じ9月にジーマンス社も、同じ2000万マルクの「補償基金」の設立を公表した。

ここまでを振り返ると、法的責任、謝罪を共に欠落させ、狙いが販売戦略にあり、基金方式を取り入れたこと、これらは「記憶、責任、未来」基金にすべて受け継がれた。この意味で、一企業のVW社やジーマンス社の基金は、国と企業6300社（2001年段階で基金に参加した企業数⁽⁹⁾）の共同拠出による「記憶、責任、未来」基金の先駆となった。

（2）真相の究明

1990年代の初めから21世紀に入った今日までの期間と、それ以前との違いの一つを挙げるとすれば、歴史の真相の解明、真実の発見の努力が今まで以上になされている点にあると思う。世紀をまたいだこの10数年間に、多くの真相が解明されてきた。解明だけではなく、その成果はその分野の指導者層に受け止められ、反省や謝罪の発言を引き出している。日本で報道された記事を参照しながら幾つかの例を挙げてみよう。

1938年3月13日にナチスドイツに併合されたオーストリアは、従来、祖国を奪われた犠牲者である、という歴史認識が国是となっていた。しかし、ワルトハイム元大統領のナチスの残虐行為への参加疑惑が表面化して以来、市民運動、学会、ナチス被害者たちによる真相の解明に向けた取り組みはその歩みを早めた。1995年4月、ついにクレスティル大統領は、戦後50周年記念式典で、侵略され

た被害の側面だけでなく、ナチスドイツと共に戦争に加担した責任を認め、「加害の側面」に言及した。同年6月、オーストリア議会は、ナチスの犠牲者に「戦後補償のため、5億シリング(約45億円)の基金を創設する法案を可決した」。⁽¹⁰⁾更に2000年2月、シュッセル新首相は、議会にて、ナチス政権下で関与した強制労働者への補償問題に「最優先で」取り組む、という所信表明を行った。

フランスは、1940年6月にナチスドイツに降伏、国土は、北半分が独伊の占領地区に、南半分が親独政権が支配するペタン政府(ヴィシー政権)に分断された。戦後のフランス政権は、ナチスの傀儡政権であるヴィシー政権の犯した犯罪を、基本的には継承する必要はない、との立場をとってきた。しかし、一方で、ヴィシー政権の要人のみならず、一般の国民の対独協力の事実が徐々に明らかになってきた。1995年7月、シラク大統領は、「ナチス・ドイツのおぞましい犯罪が、フランス人、フランス国家の手助けで実行されたのは事実だ。フランス国民は集団で間違いを犯した。この汚点は決して消えることはない」⁽¹¹⁾と述べ、戦後初めて大統領として国家責任を認めた。

この親独ヴィシー政権下のジロンド県で官房長を務めたモーリス・パボンの裁判が、97年10月8日からボルドー重罪院で始まった。彼は、戦後パリ警視庁の警視總監を経て、予算大臣にまで上りつめた経歴を持つ。争点は、警視總監時代に、アルジェリア人の独立運動を弾圧し、200人の犠牲者を出したこと、またヴィシー政権下で、「ドイツ側は要求していなかったのに、子どもまで連行するよう命じた」⁽¹²⁾点等であった。北陸中日新聞社の臼田特派員はこの子どもの強制連行について、「主人の希望を先取りさせ、要求された以上のことを実行させる。それがナチの占領政策だった」⁽¹³⁾と識者の見解を紹介している。独裁体制とは、一般にこうした「主人の希望を先取り」し、主人以上の残虐さで主人に取り入り、忠誠を尽くそうとする無数の取り巻きにより支えられている。国家しかり、企業しかりである。そして後にその責任が問われると、一様に①「だまされた」、または②「知らなかった」、あるいは③「命じられたことをただ実行しただけ」「職務だった」と自分の責任を回避しようとする。

日本でも戦後、アジア太平洋戦争への加担、協力の責任が問われた。多くの人が①から③の言動を繰り返し、戦争の責任を認めようとはしなかった。敗戦の翌年、伊丹万作は「戦争責任者の問題」と題して、「さて、多くの人が、今度の戦争でだまされていたという。みながみな口を揃えてだまされていたという。私の知っている範囲ではおれがだましたのだといった人間はまだ一人もない」⁽¹⁴⁾と「だまされた者の責任を」問題にした。「だますものだけでは戦争は起こら」⁽¹⁵⁾ず、「あんなに雑作もなくだまされるほど批判力を失い、信念を失い、家畜的な盲従に自己のいっさいをゆだね」⁽¹⁶⁾た姿勢を批判した。

県官房長パボン、強制収容所の存在そのものを「知らな」かったし、ユダヤ人の強制収容所送りも「知らな」かった、と主張した。典型的な②「知らなかった」論である。しかし、一証言者によりこの主張はくつがえされる。幼少だった証言者は、アウシュヴィッツ行き母親と姉から引き離され、後に修道院に入れられたため生き残った。彼女を母親の腕から取りあげるよう命じたのはパボンであることが判明した。この点を公判で尋ねられたパボンは「もぎ取った」事実を認め、「収容所送りから救うためだった」⁽¹⁷⁾と、善意を強調した。だが、同時に「知っていた」ことを吐露してしまった。臼田特派員（北陸中日）は次のように書いている。「フランスでも半世紀たって、ようやく大戦中の対独協力やユダヤ人迫害の問題が本格的に論じられるようになった。」⁽¹⁸⁾

ドイツのカトリック教会がナチス・ドイツに協力したように、フランスのカトリック教会も「宗教教育の復活、家庭の価値を説いたヴィシー政権を歓迎したとされる」。⁽¹⁹⁾ユダヤ人をアウシュヴィッツ等の強制収容所に送るためにドランシーには一時収容所が存在した。パリ北部に位置するこの歴史的な町で、1997年9月30日、ユダヤ人犠牲者追悼集會が開催された。言わば「死の前の一時休憩所」ドランシーで、仏カトリック教会のイル・ド・フランス地区司教団は、連行される人々を目の当たりにして傍観していたことを恥じ、「沈黙は過ちであった」との『悔悟の声明』を発表した⁽²⁰⁾。宗教者個人の悔悟、謝罪はあったが、組織としては例がなかった。宗教者ならば、一般の人々よりも透徹した目と真実を見抜く

力が要請される。一般人と同じではあり得ないであろう。教会は、伊丹万作の言葉を借りれば、「信念を失い、家畜的な盲従に自己の一切をゆだね」ていた姿勢を自己批判した。橋本特派員（「毎日」）は、先のシラク発言やパボン裁判をも含めて、次のように報告している。「過去の過ちを直視し、遅い戦後を迎えようとする空気が、フランスで息づきはじめたことの反映だ。」⁽²¹⁾

反ユダヤ主義は、併合地域のオーストリアでも残忍さを増す。ユダヤ人市民は、亡命を余儀なくされる。しかし、近隣のチェコ、ハンガリー、スイス、イタリアはすべて国境を閉ざした。こうした中であってスイス政府の追放政策に抗して、第二次世界大戦の直前に「書類を細工するなどしてユダヤ人を入国させ、約3千人の命を救った」⁽²²⁾人がいた。彼は職を追われ、1939年、有罪判決を受けた。スイスのザンクトガレン州裁判所は、この「命のピザ」を発行した元州警察局長、パウル・グリューニンガーの再審を行い、1995年11月30日、半世紀以上を経て、逆転無罪を言い渡した。本人の死後、23年を経ていた。スイス政府は、裁判に先立つ94年6月、当時の政策の誤りを公に認め、既に彼の名誉回復を果たしていた。95年5月、フリガー大統領は、国境を閉ざした当時の政策について、謝罪表明を行った。更に、同じ月の対独戦勝記念日を前に、「コッティ外相は「スイスは筆舌に尽くしがたい野蛮な行為にかかわった」と初めて認めた」⁽²³⁾

スウェーデンでは、2000年1月、ペーション首相が議会にあてて声明を発し、この国が第二次世界大戦中にドイツに協力していたことを公に認めた。スウェーデンが19世紀初め以来堅持してきた「一貫した中立政策」という国是に見直しが迫られていた中での声明であった。真相の解明は、スウェーデン現代史の書き換えにつながる。

1993年8月4日、宮沢内閣は「従軍慰安婦」問題に関して、旧日本軍の関与と募集、移送、管理において強制を認めた「慰安婦関係調査報告書」（以下「報告書」とする）と河野「官房長官談話」（以下で「談話」）を発表した。「報告書」では、「読売」の要旨⁽²⁴⁾によれば、①慰安所の経営・管理については、旧日本軍が「直接経営したケースもあり」、民間業者が経営していた場合でも「旧日本軍

がその開設に許可を与えたり、施設を整備した」。また旧日本軍は、利用時間、料金、注意事項を定めた規定を作成し、「慰安所の設置や管理に直接関与した」。「慰安婦たちは戦地においては常時、軍の管理下で軍とともに行動させられており、自由もない、痛ましい生活を強いられた」。また②募集に関しては、「業者らが甘言を弄し、畏怖させる等の形で本人たちの意向に反して集めるケースが多く、官憲等が直接加担する等のケースもみられた」。③移送については、「旧日本軍は特別に軍属に準じた扱いにし」た。②の「意向に反し」た募集、すなわち強制募集の実態は、「談話」でも次のように述べられている。「甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあった」。「軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた」と説明し、「総じて本人たちの意思に反し」た事実、すなわち強制連行の事実を初めて公式に認めた。

しかし、「従軍慰安婦」の全体像が示されていないこと、僅か2日間の調査予定であったこと（延長されたが、それでも5日間）、責任の所在は明確にせず、最も肝心の補償問題については「検討」課題としたこと、補償をしない場合の「救済措置」の展望を示さなかったこと、朝鮮民主主義人民共和国で同じ境遇に苦しむ女性たちへの関心がない、等、問題点は多い。この「報告書」、「談話」は本質的な問題を欠落させているが、それでも政府に調査させ、強制連行を公式に認めさせた力の多くは、真相の解明を求める日本内外での抗議行動、名乗り出た「従軍慰安婦」たちの人間の尊厳を求める闘い、裁判での訴え、弁護士たちの努力、支援する人々の運動である。元来、日本政府は、一年前の7月6日に最初の調査結果を公表し、「強制連行」は否定しつつも、「政府と軍の関与」を認めた。この時点で、歴史の解明よりも「早速、金銭補償に問題を移そうとし」⁽²⁵⁾ たが、韓国側の抗議で、再調査をせざるを得なくなった。その時の抗議を樺記者（「毎日」）は以下のように記している。「求めるのはカネではなく、歴史の真実の究明だ」⁽²⁶⁾ その他、ユーゴ、ルアンダでの人道に対する罪などをめぐる国際法廷の開催等、1990年代以降の真相の解明を求める世界の動きは枚挙にいとまがない。

(3) 基金成立の要因

強制労働の個人補償をめざす「記憶、責任、未来」基金は、政府と企業の共同出資により成立した。その背景には、半世紀を経た1990年代以降の真相の解明に向けて努力する世界各地の運動、思想があった。また、この基金は、少数ながら強制労働の「補償基金」の設立に踏み切った企業の先例に倣う形で成立した。ドイツ政府による被害者団体との交渉の開始から12の大企業による財団設立の合意（99年2月17日）を経て、最初の支払いの開始（2001年6月15日）まで約3年を要した。

ここでこの基金の成立を促した要因について触れたい。

①企業史の執筆

ドイツの大企業も、自社の歴史の節目を記念して企業史や記念刊行物を出版してきた。1990年代以前の各社の記念誌には、ナチス体制への加担や強制労働などの叙述は全くない。企業は、研究者たちにも資料室への立ち入りを拒んできた。だが、真相解明に向けた人々の努力と運動は「開かずの扉」を徐々に開かせ、企業自身にその扉の中の史料に対面させてきた。企業は、自社の過去に広がる膨大な犯罪と被害者の呻き、苦悩、死の叫びから逃れられなくなってきた。

ここでは典型例としてダイムラー・ベンツ社とズィーメンス社を取りあげたい。この2社は、「記憶、責任、未来」基金の創設を提唱した12社に含まれる。ダイムラー・ベンツ社は、1983年、やがて訪れる創立100周年記念事業の一環に、社史の執筆をケルンの企業史協会に依頼した。完成した刊行物は、自画自賛の書であり、とりわけ1933年から45年の項では強制労働や虐待に関する記述はないに等しい扱いであった。強制労働の生存者やその支援者たちは、この企業への批判を繰り返した。ダイムラー・ベンツ社は、ドイツ産業・銀行史の専門家のカルル・ハインツ・ロートに企業史の執筆を委託せざるをえなくなった。1987年、彼は、ハンブルクの20世紀社会史財団の協力を得て、研究成果を発表した。こうして、この企業とナチスとの関係が明るみにで、今までの〈清潔な過去〉は

疑問視されるようになった。だが重大なハンディがこの研究者たちには存在した。それは、この企業自身の持つ史料の閲覧が許されなかったことである。再び批判と抗議に直面した社は、「開かずの扉」を開かざるを得なくなってきた。資料室の開示と共に、再度、社史の執筆をロートに依頼した。こうして1994年、『ダイムラー・ベンツにおける強制労働』が書き上げられた。自身も史料の閲覧を何度も拒絶されてきた歴史家ウルリヒ・ヘルベルトは、この研究成果について次のように述べている。「ドイツ企業における強制労働の投入が極めて広範囲に、正確に叙述されている。今だかつてこのように書かれたことはなかった。」⁽²⁷⁾

「開かずの扉」が開かれたからといって、企業史を自由に書けるわけではなかった例をズィーメンス社のケースは示している。1990年、カローラ・ザクセは『ズィーメンス、ナチスと近代家族』を著した。確かに社の史料は閲覧できた。しかし、彼女を待ち受けていたのは、社の検閲であった。原稿は事前に見せ、承認を得なければなかった。著作の「前書き」で彼女は次のように述べている。「私は、数力所で、許可されない文章を削除する方を選んだ。私の考えとは相容れない文章に書きかえるよりは」⁽²⁸⁾

批判にさらされたズィーメンス社は、その後、経済史家でズィーメンス資料館長のヴィルフリート・フェルデンキルヒェンに、再度、社史の叙述を依頼した。ナチス時代の社史から汚点をすべて拭い去ったり、人を「奴隷以下」に扱った歴史を欠落させた記述は、歴史家や市民、被害者の鋭い目にさらされた。真相の解明を求めて、何度でも書き換えを迫る運動が広がった。こうして、1996年、1000頁を超える大部のハンス・モムゼンとマンフレート・グリーガー著『第三帝国におけるフォルクスワーゲン社とその労働者』⁽²⁹⁾が出版された。その後もこうした傾向は続き、ノーマン・G.フィンケルスタインの『ホロコースト産業』⁽³⁰⁾が、英語版原本で2000年に、またドイツ語翻訳版が翌2001年に著された。ズィーメンスと共に基金の設立を提唱した12社を構成するドイツ銀行についてもハロルド・ジェイムズ著『第三帝国におけるドイツ銀行』⁽³¹⁾が2003年に出版されている。90年代中頃から顕著になってきた社史の出版により、企業は戦後50年

を経てやっと自社がナチスと共犯にあった事実に対面せざるをえなくなり、その沈黙と美化が批判されればされるほど、戦後反省の証として基金の創設が促された。

②別人の人生

1995年4月、オランダのテレビチームは、戦後50周年を記念して衝撃的な事実を放映した。リベラル派で著名な、ドイツのアーヘン大学学長、ハンス・シュヴェーアテの本名は、元ナチス親衛隊幹部のハンス・エルンスト・シュナイダーである、と。「ある大学学長の欺瞞の人生」という副題がついたクラウス・レグヴィー著「ナチスからの回心」⁽³²⁾によれば、シュナイダーは1910年、ケーニヒスベルクに生まれ、ハインリヒ・ヒムラーの「私設幕僚本部」の親衛隊大尉を経て、占領後のオランダで「ゲルマン科学大作戦」に従事。戦後は、「ベルリン親衛隊幹部・シュナイダー」を封印し、エアランゲン大学の私講師、ドイツ文学者「ハンス・シュヴェーアテ」として生き抜いてきた。1970年代には、ドイツと「オランダとの和解の立役者」⁽³³⁾を演じた。シュヴェーアテが他のナチス犯罪者と違うところは、親衛隊員であったことと、殺害や人体実験には関わったことはないが、犯した犯罪に共同責任があることを進んで告白し、証言した点であるという。⁽³⁴⁾ドイツ社会は、過去をすっぱり覆い隠し、戦後50年を<別の人間>として生きてきた男を通して、社会の表面を覆っている皮を一枚めくれば、ナチス時代がたちどころに姿を現す現実を知った。こうして統一ドイツの「最初の大スキャンダル」⁽³⁵⁾は、50年前の過去に目を見開かせ、現在の被害者や遺族たちの苦悩に向き合う時代思潮を創る一端を担った。

③スイスの戦争責任

1997年1月、C.メイリというスイスの銀行の警備員のとった行動により、スイスの戦争責任が広く世間の注目を集めるようになった。この銀行は、第三帝国時代の銀行業界とナチスとの密接な関係を示す書類を処分した。メイリは、その

うちの一部を保管し、アメリカに持ち出した。銀行業界はその犯罪と責任からものはや逃れることができなくなった。

ドイツのユダヤ系市民のなかには、ヒトラーが政権を掌握する以前から、将来への不安に備えて各種保険と銀行への預金に依存する人々が増加していた。³⁶⁶ スイスの銀行法は、預金者の身元を明かさないので、とりわけ1930年代には、この国の銀行に口座を持つユダヤ系市民の数が増えた。しかし、後にナチスはユダヤ人が銀行口座を持つことを禁止した。さらには、戦後、殺戮された口座の持ち主に代わって遺族が口座からの引き出しを求めたが、スイスの銀行は「死亡証明書」を出さなければ、預金は引き出せない、という姿勢をとり続けた。ナチスが収容所の収容者に「死亡証明書」など発行していないことは誰もが知っている事実であった。収容される直前に、あるいは殺される寸前に、自分は死んでも、娘が、息子がせめて生き残った時に引き出せるよう、口頭であるいはメモ書きで口座番号を伝えた人々もいた。戦後、父母や親類の形見の口座番号を銀行に告げても、「死亡証明書」をだせ、という。銀行は、口座番号を手がかりに調べればいだけの話だ。その為に手数料をとっているのではないか。こうして相続人が預金を引き出させないままの口座＝「休眠口座」が各銀行に生じた。預金や口座が自ら積極的に眠っているわけではない。預金を取り戻させないよう、銀行経営者が「死亡証明書」を口実に、歴史をストップさせ、膨大な被害者の苦悩に背を向け続けたまま、居眠りを決め込んでいるに過ぎない。返還を請求する遺族や相続人がいなくなれば、銀行のものになり、口座は「休眠」から「死亡」になり、儲かるのは生き残っている銀行だけとなる。「休眠」とは、むさぼる惰眠を通した預金の隠匿・略奪である。

スイスの銀行が問われたのは、「休眠口座」問題だけではない。略奪金塊も問われた責任の一つである。この略奪金塊の出所は二つある。その一つは、主として強制収容所である。ナチス親衛隊は、収容者の所持している財産や貴金属を供出させただけでなく、収容者の金歯を麻酔もなしに引き抜いた。出所のもう一方は、主として1940年以降に、欧州占領地住民や各国中央銀行から略奪した金塊

である。ベルギーやオランダ等の各国から奪った金塊はベルリンで溶かし、金の延べ棒に鑄造し直した。そしてあたかも第二次世界大戦以前に取得したかのよう
に偽装し、「1937年」と刻印した。³⁷⁾

ドイツ側の略奪目的は、第一に、金の延べ棒を原資にした石油、鉄鉱石などの
戦略物資の獲得である。連合国側は経済封鎖を敷いたので、これらの国々では金
の延べ棒の換金は不可能であった。唯一、スイスの銀行に持ち込めば、換金が可
能であった。不正な資金の出所を隠蔽し、洗浄する、いわゆるマネーロンダリ
ング（資金洗浄）を経て、〈装い新た〉にスイスフランとしてベルリンに送られて
きた。第二に、この金の延べ棒は、1930年代にドイツの復興に融資をした国際
決済銀行（BIS）への返済に使われた。もともとこの銀行は、第一次大戦の敗戦
国ドイツが支払う賠償金を処理する任務を負って、スイスのバーゼルに設置され
た。銀行自身の調査によれば、①1938年から45年の間に国際決済銀行は金塊
13.5トンを獲得し、②国際決済銀行に加盟している日、米、英、仏などの中央
銀行に、自身の金塊取引をその量と共に毎月定期的に報告していたという。³⁸⁾国
際決済銀行のみならずこれら各国は、金塊の出所を知っていた。そこで、「大戦
末期、連合国側は、「ナチスの略奪金塊を受け取らないように」と各国に警告。
BIS側もこの事実を知っていたが、BIS歴史資料担当のクレモント氏は、「警告に
関係なく、取引を続けていた」と証言している。」³⁹⁾

略奪金塊、休眠口座の真相解明を通して、スイスの第二次世界大戦中の実像が
次々と明らかになってきた。連合軍による爆撃が頻度を増してくると、ドイツは
外国人強制労働者を使って工場そのものを山中や坑内に移転させた。爆撃へのも
う一つの対策は、「中立国」スイスで造られた兵器を購入する方法であった。ス
イスの銀行はこの軍需品の売却に関わり、利益を上げた。また、ナチスによる略
奪美術品はスイスのベルンに集められ、ここで競売にかけられた。スイスのリゾ
ート地では、ナチスの親衛隊員は自由に振る舞うことができた。略奪金塊、「休
眠口座」を含めてこれらの背後に見えるスイスの実像は、「中立を守り、ヒ
トラーに抵抗したスイス」とはかけ離れている。第二次世界大戦の特徴の一つに、

「スイスによる経済犯罪」との指摘がある。⁽⁴⁰⁾この点を報じた『北陸中日新聞』は、ナチス政権下で経済相を勤め、ニュルンベルク国際裁判の被告でもあったヒャルマー・シャハトの回想録を紹介している。シャハトによれば「1939年のドイツは破産寸前であった」という。⁽⁴¹⁾これを助けたのがスイスだというわけである。

スイスの戦争犯罪を巡る疑惑は、97年にたまたまメリリ警備員の機転から一挙に浮上した。しかし、歴史の真実を見直す契機は、「戦後50年」を区切りにした1995年前後には既に存在していた。96年秋頃には、アメリカの秘密文書の開示や英国外務省の報告書などをきっかけに金塊の問題が論じられるようになっていた。96年9月、スイスの下院は、休眠口座、金塊を調査対象にした委員会の設置法案を可決した。10月、アメリカではアウシュヴィッツの生存者たちが、二大銀行（クレディ・スイスとユナイテッド・バンク・オブ・スイス）を相手に総額2000億ドル（約2.6兆円）の返還を求める集団訴訟を提起している。これに促されるように、96年12月、先の設置を可決されていた調査委員会が実際に発足。97年に入り、疑惑が一挙に浮上したこともあり、2月、スイス三大銀行は1億スイスフラン（約87億円）の救済基金を創ることを決定。米国での集団訴訟は、もし社会的に注目を集めればアメリカのスイス銀行支店のボイコットにつながる。スイス三大銀行は救済基金を創設することで顧客の喪失を食い止めようとした。他方、スイス政府側も、スイスがナチスとの商取引で利益の追求に邁進していた事実が次々と明らかにされきた中で、97年3月、コラー大統領は「連帯基金」を98年に設立する、と発表した。但し、基金の性格は、補償ではなく、人道的措置である、という。こうして、先に見たフォルクスワーゲン社の場合と同様、スイス自身が自らの戦争責任に真正面から向き合い、反省し、謝罪したうえでの補償ではなく、犠牲者が困り、苦しんでいるので援助する、という恩恵的視点の基金をスイスにも誕生させる考えが示された。98年8月12日、スイスの銀行は、ユダヤ人団体との交渉を経て、「休眠口座」の相続人らに総額12億5000万ドル（約1800億円）の返還を約束した。スイスの銀行側が何よりも恐れたのは、アメリカの自治体が在米スイス銀行との取引を停止する措置にでる

ことであった。「休眠口座」からあがる利益よりも、「隠匿口座」から生じる不利益の方が大きくなりそうだ。この返還措置は、国の内外の世論の圧力と押し寄せる真相解明の波をかぶりながら、銀行側がとった反撃策である。

④ヒューゴー・プリンツと補償問題

1) 独米政府間協定

大企業が自社の真相に対面せざるを得なくなり、一方で、アーヘン大学学長、シュヴェーアテの事件が報せられたちょうどそのころ、アメリカ政府のもとに出向いた11人のホロコースト生存者がいた。その日は、ドイツの「終戦50年目」にあたる1998年5月8日であった。この日を象徴的に撰んだ生存者たちは、米政府に解決の糸口を見いだすよう要請した。ナチスにより親類を殺害され、自身もドイツの4企業によって強制労働を強いられたヒューゴー・プリンツは、その日まで何度もドイツ政府に補償を請求してきた。これに対して、ドイツ政府は、2つの理由で請求を拒否してきた。その第一は、既にふれたように、「ロンドン債務協定」であり、これを根拠に、強制労働は国家間の賠償問題に属し、ドイツ統一後の講和条約の締結後の検討課題とし、したがって被害者への補償を先送りにする、という論理であった。ドイツ統一は、1990年10月3日であったが、ドイツ政府の公式見解では、95年段階でも講和条約は結ばれていないという。第二の理由は、1956年の連邦補償法の属地主義にあった。プリンツは米国在住者であり、この法律の適用地域のドイツ連邦共和国（西独）に居住してはいない。さらに、この法律が定める請求日を遙かに過ぎている点も理由に挙げられた。

プリンツは、これで引き下がらず、アメリカで訴訟の準備に入った。多くの元強制労働者が、ドイツ国内はもとより、アメリカでも続々と訴訟の態勢を組もうとしている事実を前に、ドイツ政府は、アメリカとの政府間協定を締結し、事態が拡大しないうちに沈静化を図ろうとした。1995年9月15日、ボンにて独米政府間協定が結ばれた。その内容は、①補償金は、政府、企業の分担とすること、政府は210万ドルを出す、②企業は次の「2点が守られた場合」に支払いに応

じる、という条件付きであった。条件とは、企業が支払う額は伏せられ、さらに企業名は公表しない、であった。要するに、黙っていれば払ってやるというわけだ。法律家であり、現代史家でもあるクラウス・ケルナーはこれを「口止め料」⁽⁴²⁾と評している。③補償対象者は、「ナチスにより人種、世界観、政治的信念により迫害され、これによって自由、身体、健康への損害で苦悩した米市民のみ」(第一条)⁽⁴³⁾である。④対象者には更に制限があり、強制収容所やゲットーに入れられた上で強制労働をさせられた「奴隷労働者」のみであり、これ以外の収容所で強制労働に従事させられた人々は除外されている。⑤補償金を受け取る人は、これ以上ドイツ政府に訴えをしない、という訴えの放棄を誓約する「放棄約款」に署名することが義務づけられた。⑥同時に、米政府が「ナチスの全被害者が補償される」という声明をだす。この場合の「全被害者」とは米国市民のみであったために、元強制労働者の訴えは更に続く。要するに、「ロンドン債務協定」と「連邦補償法」の枠組みを固守した上で、例外的に補償に応じる、という方針であったために、この例外から漏れる人々が補償請求をするのは当然であった。

2) 基金への投影

約5年後にドイツ連邦議会で可決されることになる「記憶、責任、未来」基金には、この協定に書き込まれた①「政府と企業の分担」の視点が引き継がれた。また⑤に現れている放棄の原理は基金にも投影され、後に述べるように、基金には、米国がドイツ企業に対する訴訟を受け付けよう、また現在進行中の訴訟を却下するよう努力することが含まれている。④の「奴隷労働者」とそれ以外の強制労働者の区別は、基金では、支払額の量的な差として反映されている（原則的に、「奴隷労働者」には最高1.5万マルク、それ以外には5千マルク）。

ここまでを要約すれば、フォルクスワーゲン社の〈単独〉基金は、「人道援助」、「人道支援」が目的であり、「法的責任」、「謝罪」が共に欠落していた。スイスの大統領声明も連帯基金の性格は、人道援助であるという。これらがそのまま「記憶、責任、未来」基金に受け継がれた。一方、独米政府間協定からは、政府と企業の〈共同〉方式と訴訟の〈放棄〉視点が「記憶、責任、未来」基金（2001年

段階で、国と企業約6300社が参加)に引き継がれた。この意味で、VW社の基金と独米政府間協定は、強制労働補償の「前史」として記録され、「記憶、責任、未来」基金の骨格を形成することになったと言えるであろう。

⑤ナチスと年金

1997年の春にテレビ番組の情報誌「パノラマ」は、1950年の連邦援護法に基づく戦争犠牲者への年金支払いの実態を報じた。戦争犠牲者年金を受給している人は、連邦政府によると110万人を数えている。雑誌「パノラマ」は、①この110万人の中には元国防軍兵士や遺族のみならず、ニュルンベルク継続裁判で「犯罪的な組織」と判断されたナチス武装親衛隊員もいること、②このうち5万人は、戦争犯罪人として判決を受けた人々であることを指摘した。例えば、元国防軍少尉ヴォルフガング・レーニク・エムデンは、1943年、イタリアで22人の市民を殺害した疑いがもたれていた。親衛隊員ハインツ・バルトは、1944年7月、フランスのオラドゥールで642人の市民を射殺し(うち、子どもが202人)、ドイツの裁判で戦争犯罪が問われ、ブランデンブルクの刑務所で服役をした。戦犯が5万人も年金を受給しているとすれば、連邦政府は、1996年だけで「総額6億6700万マルク(約480億円)を、虐殺者、首切り人に支給」⁴⁴⁾したことになる。この時点では、1988年の「過酷緩和基金」の対象から外された兵役拒否、脱走、防衛力毀損で有罪判決を受けた人々の名誉回復がまだなされていない。(この人たちを名誉を回復し、補償金を支払う法案がドイツ連邦議会で可決されたのは、後の5月のことであった。「パノラマ」の指摘も法案の可決の促進に貢献した)更に、相変わらず放置され続けてきているのは、東側出身の強制連行—強制労働の被害者たちであった。加害者が厚い年金で優遇され、被害者が心身の障害に苦悩し、何の謝罪も補償も受けられない—こうした人倫に反する事実は、強制連行—強制労働の補償制度の創設に向けて強い世論を形成する要素となった。厚い扉の向こうに垣間見えてきた社史を通した企業犯罪、さらにはこの「加害者—厚遇、被害者—冷遇」は、政府やとりわけ企業を確実に追いつめ、補償基

金創設から逃れるわけにはいかなくなってきた。

1950年に制定された連邦援護法は、戦争犯罪人などを除外する場合の構成要件を定めていなかった。すなわち、戦犯にも〈寛大〉に適用されていた。但し、この法に基づいて支給される戦争犠牲者年金の場合は、受給資格者をドイツ国内と国外の在住者に分け、前者には受給認可の際にその資格調査をせず、後者については「不名誉条項」を設けて一定の調査後に支給対象者を選別する決まりであった。しかし、実際は、「不名誉条項」は適用されず、多くの戦犯が年金を受給していた。たまたま戦犯であったことが判明すると、この条項に基づいて年金を取り消す例が、新聞の片隅で極めて過小に報道された。1997年2月下旬、プレーメン援護局は、アメリカ在住の元親衛隊隊員二人の年金資格を取り消した。うち一人は、リトアニア人で、1966年以来年金を受け取り、取り消される前の額は879マルク（約6.3万円）であった。彼は、白ロシアで数千人のユダヤ人の殺害に関与した事実がたまたま明るみに出たため、数少ない「不名誉条項」の該当者となった。

ドイツ政府側は、「不名誉」な人々にも年金を支給している事実が知られないように、支払い方法を、密かに赤十字や他の組織名を使い、カムフラージュして支給してきたことが「パノラマ」以来、明らかにされてきた。フォルカー・ベック90年連合/緑の党連邦議会議員は、97年2月27日、独自の調査により、「デンマーク在住の受給者183人の中だけでも、少なくとも戦争犯罪の判決を受けた人が10人いる」⁴⁹と指摘した。

厚遇された加害者と冷遇された被害者が、互いにその過去を知らずに数十年を経て出会う場所がある。その一つは老人ホームである。しかし互いの生の足跡を知ったとき、被害者は壁一枚、ドア一枚を隔てて隣に住む元加害者の一挙手一投足におびえ、深刻なトラウマに更に苦悩しながら生を終わる例が何度も報告されている。

⑥裁判とロンドン債務協定

1) 「夢のまた夢」の終焉

ここで再度確認をしておこう。元強制労働者、とりわけ東側出身の元強制労働者への個人補償を妨げていた要因は、主として西側交戦諸国との間で締結された1953年のロンドン債務協定であった。この条約によれば、まず国と国との間の賠償問題に関しては、敗戦国ドイツは①戦前及び戦後の負債をまず初めに返済すべきであり②戦中に由来し、ドイツと交戦状態にあったり、ドイツに占領された国々の賠償請求の審査は、「賠償問題の最終規定」、すなわち東西ドイツの統一後の「平和条約の締結」時まで後回しにされた。次に、個人に関しても、こうした国々の国籍を持つ者は、ドイツ政府や企業に対する請求権と同様の措置とされた。条約では、企業や企業主は「ドイツ帝国から委託を受けて活動した職場や個人」(下線部筆者)であると受動的に表現され、企業の積極的なナチスとの関わり、企業が進んで人間〈消耗品〉を獲得に向いた事実(詳細は「第三帝国における強制労働」、「北陸大学紀要第28号」を参照)には触れられてはいない。

さて、ドイツ統一は「夢のまた夢」であったため、国家賠償による強制労働者への個人補償は延期され、凍結された。ドイツ統一は、これを解凍し、元強制労働者にあまりにも遅すぎた春の息吹をもたらした。というのも、統一後の1990年、東西統一ドイツは、米英仏ソ西側戦勝4か国と「ドイツ問題の最終解決に関する条約」いわゆる「2+4条約」を締結した。この条約を「講和条約」とみならず判決が現れ(1997年、ボン地裁)、更に、その一年前に、ドイツの企業に対して、被害者が外国から直接に訴えることが可能となる画期的な判決が連邦憲法裁判所から出された。この直後、今まで「夢のまた夢」、春の訪れを待ち望んでいた人々による訴訟が続いた。シュトゥットガルト労働裁判所だけで一挙に「300件の訴訟」⁽⁴⁶⁾が提起され、ポルシェ、ボッシュ、ダイムラー・クライスラー社(ドイツ企業ダイムラー・ベンツ社は、98年11月に、米クライスラー社と合併)、食器類を生産するヴェルテンベルク金属製作所(WMF)等が訴えられた。企業は、「夢のまた夢」の背後で惰眠をむさばれなくなってきた。自社の社史を片手

に、目をこらし、いよいよ強制労働者たちの苦悩、叫び、トラウマに対面せざるを得なくなってきた。

2) 却下され続ける強制労働訴訟

東側強制労働者は、戦後50年以上の長きにわたって、死の淵での重労働、賃金の未払い、受けた心身の苦痛と負傷、奪われた保険証書、銀行口座などの補償を拒否され続けてきた。民事裁判所、労働裁判所では、共に戦後一貫して犠牲者の補償請求は退けられ、政府と企業は擁護されてきた。強制労働は、既に触れたように、ニュルンベクの継続裁判で国際法違反、ハーグ陸戦規則違反、すなわち、狭義の戦争犯罪であると認定された。にもかかわらず、この認定は、ドイツ自身が行ってきたナチス犯罪の裁判では、ほとんど考慮されてこなかった。ここで考慮され、生かされたごく少数のうちの一例を挙げよう。1953年5月11日、フランクフルト州裁判所は、IG-ファルベン社に対する判決の中で、ニュルンベクの継続裁判が「第6号事件」で下した判決を引用している。この第6号事件は、IG-社を扱い、125日の審理日数を経て、1948年7月28～29日にかけて判決が下された。「当法廷は、被告たちの当時の「非人間的な」振る舞いを次のように説明する。IG-社の代表者たちがアウシュヴィッツ強制収容所の衛星収容所モノヴィッツで、原告と他のユダヤ人収容者らを人権をもった人間として扱わず、雇用者として、あるいは少なくとも事実上支配を及ぼせる人間として義務づけられていた市民的勇気を持たなかった。これにより、彼らは、少なくとも不注意により、福祉義務に違反した。」⁴⁷⁾

53年2月27日のロンドン債務協定締結を経て、1963年から73年の10年間は、民事・刑事事件の最高裁判所に該当する連邦通常裁判所は、ロンドン債務協定に基づいて、強制労働は国家間の賠償問題である、として訴えを次々に却下しつづけた。例えば、アウシュヴィッツブーナ工場（人造石油・ゴムの製造に特化し、いわゆる「アウシュヴィッツⅢ」と称される）に投入されたポーランド人元強制労働者は、1963年2月26日、連邦通常裁判所で訴えを退けられた。その根拠として、これが賠償問題であることと並んで、先ほど引用した

「ドイツ帝国から委託を受けて活動した職場」にIG-社が該当するからだという。会社は、国により委託されたので、やむを得ず、断り切れず労働させたのだ、というわけだ。したがって、強制労働者の投入、使用から監視体制も含めてすべて責任はナチス国家にあったとなる。1964年3月、同裁判所は、チェコスロヴァキア人の訴えを却下。彼女は、1944年、わずか11才で弾薬の葉きょう、砲弾の製造を強いられた。同様に1973年6月19日、同裁判所は、ドイツからオランダへ移民し、オランダから様々な強制収容所へ連行されたユダヤ人元強制労働者の訴えを同じ根拠で却下した。

司法では、こうしてロンドン債務協定を根拠とする却下の姿勢は80年代も続くが、司法の場以外では若干の変化が生じた。欧州議会では1986年1月16日、金銭的な補償をするよう決議がなされた。すなわち「強制労働を事後に金銭で補償するとすれば、それは極めて不十分にしかなされないが、金銭的な補償は元来、自明の理としなければならない」。⁴⁸また、緑の党も補償を求める動議を同年、連邦議会に提出した。

3) 連邦憲法裁判所判決

ところで、ロンドン債務協定の発効後、ポーランドとソ連は旧東独と二国間協定を締結し、強制労働に関する賠償の「放棄宣言」に署名した。対独物的補償要求ユダヤ人会議は、まず①ロンドン債務協定に規定されている賠償問題の「最終規定」すなわち講和条約は、90年9月12日の「2+4条約」であること、②したがって、講和条約が結ばれた以上、強制労働に関する賠償の「放棄宣言」は無効になり、東独を併合した統一ドイツが国家間賠償に踏み切ることで、強制労働の個人補償をするよう主張した。

強制労働の補償にとり、画期的な判決は90年台の半ばに出された。ハンガリーとポーランド出身のユダヤ人元強制労働者女性21名、男性1名は、1943年9月から45年1月まで、親衛隊の指示でヴァイクゼル・メタル・ユニオンという企業で強制労働を強いられた。企業は親衛隊に「賃金」を支払ったが、本人たちには何もわたらなかつた。1956年の連邦補償法も属地主義を理由に、外国に住

む彼女たちを排除した。母をアウシュヴィツで殺害されたクラウス・フォン・ミュンヒハオゼンは、1985年以来、他の女性たちと不払い賃金の払い戻しを求めて、ナチス政体の法的後継者であるドイツ政府の責任を追求してきた。ドイツ統一後、この被害者たちは、プレーメン、ボン州裁判所に提訴した。この両州裁判所は、東欧の地から国境を越えて直接ドイツ企業に補償請求をすることが可能かどうか、その判断を連邦憲法裁判所に求めた。

連邦憲法裁判所は、96年5月13日、①強制労働に関する賠償の「放棄宣言」は、もともとポーランドやソ連の国家としての賠償請求権の放棄宣言であり、個人の請求権の放棄を意味しない。⁽⁴⁹⁾ ②「国際法には、ドイツ政府に対して個人請求権を排除する一般的な規定は存在しない。」⁽⁵⁰⁾と判断した。そしてこうした枠組みの中で、国境を越えてドイツ企業への直接補償請求に関しては、それぞれのケースについて法廷が検証できる、という内容であった。この判決により、ポーランドやソ連国家がたとえ請求を放棄しているとしても、この国々の市民自身が、自国政府を通さずにドイツに直接、補償請求をすることが可能になった。以降、下級審は個々のケースにどのように国際法を適用するか、その判断の自由裁量を与えられた。史上初めてドイツの法廷で強制労働の補償を得られる道が開かれた。

これを受けて、ボン地裁は先の22人の訴えに対し、一人の女性に補償の支払いを命じ、55週間の強制労働に対して、利子付きで、15000マルク（約105万円）の未払い賃金を支払うよう判断した。残りの方々には連邦補償法などで既に補償がなされている、として請求を退けた。ボン地裁の判決が画期的であったのは、両独統一後の「2+4条約」が講和条約に該当する、と判断した点である。ドイツ銀行頭取ヘルマン・アプスが画策し、強制労働の賠償の「延期」、しかし実態は賠償から免れる口実となっていた「講和条約が結ばれないうちは賠償に応じない」という姿勢は、「2+4条約」が講和条約に相当する、という判決で維持できなくなった。ドイツ経済界は、国境を越えて押し寄せる訴訟に直面し、強制連行一労働という企業犯罪の責任からいよいよ前にも増して逃れられなくなった。

⑦国防軍の犯罪展

1) 国防軍の「清潔」神話

第二次世界大戦におけるドイツの戦争犯罪は、ニュルンベルクで裁かれたように、国防軍、ナチス親衛隊・警察、経済界、医師、法律家、官僚たちの複合的な犯罪であった。とりわけ強制連行―強制労働は、産・軍・ナチス親衛隊の三人四脚の連携でなされた。以下に強制労働基金「記憶・責任・未来」の創設を促した一要素として、全国巡回展示「殺戮戦争・ドイツ国防軍の犯罪、1941年から1944年まで」を取りあげたい。

西ドイツでは戦後、戦争犯罪はナチスが行ったものであり、戦前の旧ドイツ国防軍（ヴェアマハト）は清潔な軍隊であった、という宣伝がしきりに流布された。その一因は、西側軍事同盟NATOへの加盟（1955年）とその中での地位の拡大であり、戦後の新連邦国防軍（ブンデスヴェーアー）の建設と兵役義務制の導入（1956年）、そしてその後の軍の強化である。新連邦国防軍が、旧ドイツ国防軍を受け継ぐには、旧ドイツ国防軍はナチスとは無関係である、と国の内外に示す必要がある。そのためにも旧ドイツ国防軍には、ナチス親衛隊とは異なり、清潔、潔癖さが必要とされた。60年代以降も、こうした「清潔」神話は語り継がれていた。とりわけナチス親衛隊の中でも、「最も恐るべき」⁶¹⁾組織であり、ニュルンベルク継続裁判で「犯罪組織」と判断された武装親衛隊と比べることで、旧国防軍の「清潔」さが殊更に強調された。木佐芳男氏は、ドイツの軍事史家データー・ハルトヴィヒ博士にインタビューし、軍関係の学校で「戦争犯罪が講義で取り上げられるようになったのは、1980代の半ば以降」⁶²⁾であり、陸軍の戦争犯罪は「1995年以降の『国防軍の犯罪』展まで、歴史家サークルの外に伝わることはなかった」⁶³⁾と記している。

2) 公共施設での国防軍の犯罪展

1990年代に深化する、人々の真相の解明への努力は、ハンブルク社会研究所も例外ではなかった。研究所が主催した展示「殺戮戦争・ドイツ国防軍の犯罪、1941年から1944年まで」は、1995年からハンブルクを皮切りに全国巡回を開

始した。展示は4部から成り立ち、第一部はセルビアで旧国防軍が対独抵抗運動を弾圧し、抵抗運動者を殺戮した「1941年のパルチザン戦争」を扱い、第二部では「1942年から43年、スターリングラードに向かう途上の第六軍団」が、第一部と同様に、写真と解説で展示された。第三部は「白ロシア、1941年から44年までの3年間の占領」にスポットが当てられた。ここまででは主としてセルビアと旧ソ連圏（ウクライナ、ベラルーシ）が取りあげられたが、この地域は強制連行—強制労働者の供給地でもあった。第四部では「痕跡の抹消と記憶の抹殺」がテーマであり、戦後は言うまでもなく、既に戦前においてすら、どのように「国防軍＝清潔な軍隊」像が造られ、歴史の偽造が始まっていたかが豊富な資料により跡づけられていた。兵士の日記、故郷への手紙、陣中日誌、司令部への報告書、業務命令書、写真などが国際法や国内法に違反した軍隊であることを雄弁に物語っていた。

ヘッセン州では、97年3月20日、州議会が開催を決議した。州首相ハンス・アイヒェル（社民党）は、「社会の一部には、展示されている真実と向き合うことに我慢がならない人々がいる」⁽⁵⁴⁾と、保守派を批判した。また自由民主党（FDP）州議会議員団長ルート・ヴァーグナーは、曾祖父、祖父、父がそれぞれ普仏戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦で死亡した体験を持ち、旧国防軍では「個々の兵士が犯罪を犯したこと—これを単に書き記すのではなく、公然と展示で示されなければならない」⁽⁵⁵⁾と主張し、州政府の開催に賛成した。こうして97年4月から、フランクフルト市のパウルス教会で展示が開始された。ここはドイツ史上初めての国民議会が開かれた場所である。私は、フランクフルトの直前の巡回展を訪れた。開催場所は、隣の州のミュンヘン市庁舎内のギャラリーであった。ここでも市庁舎という公の機関で展示された。期間中、休館日なし、しかも夜9時まで開館し、連日窓口には長蛇の列が続いた。一般に月曜休館、夜6時まで、時に特別に8時まで—というドイツの普通のギャラリーに比べるとその盛況ぶりが分かる。

3) 戦争犯罪組織としての国防軍

その後、99年11月4日に一時休止になるまでドイツ各地のみならずオーストリアでの巡回をも含めて80万人以上が展示会場を訪れた。⁶⁶⁾ほぼすべての会場付近で、ネオナチが「旧国防軍は純粋なドイツ軍人」を叫んでデモを繰り広げた。99年3月には、ザールブリュッケン市で爆弾が炸裂。キリスト教民主同盟市議ゲルト・パウアーは「父親たちを犯罪人であるとか、殺人者であると中傷されたまま何も反論しなさいですますわけにはいかない。」⁶⁷⁾と、あたかも爆弾が反論の手段であるかのような発言をして世論のひんしゅくをかかった。

ところで、会場に示された1433枚の写真のうち、12枚の写真が旧国防軍の行為ではなく、ハンガリー兵やフィンランド兵による行動であったこと等を含め約20枚ほどが出典に不備があることがポーランドの歴史学者により指摘された。ハンブルク社会研究所は、この歴史学者を含めて15人の学者からなる調査検討委員会を作り、展示を一時中止し、点検作業に入った。研究所は、写真資料だけでなく自らの今までの展示方法それ自身をも点検し、自己批判をし、展示責任者ハンネス・ヘールを責任者から外す措置（解雇）をとり、新たに巡回展を開始した。新巡回展では、今までの4部構成をやめ、戦時国際法に力点を置きながら、旧国防軍の犯罪を6タイプに分類した。すなわち①民族殺戮②飢餓政策③パルチザン戦争④捕虜の取り扱い⑤民間人への抑圧⑥市民の強制連行・移送である。旧国防軍はこれらの行為に組織として関わり、無数の戦争犯罪に直接手を下したことが示された。国際慣習法では、この当時、正規軍ではないパルチザンを捕虜とした場合の扱いは議論の分かれるところであるが、それを悪用して、軍は本来の戦時捕虜や市民をも「対パルチザン戦争の結果の捕虜」である、として大量の捕虜殺戮を行った。とりわけ、スラブ民族やユダヤ系の人々は、標的にされ、ナチス親衛隊と同様の「人種、世界観戦争」を繰り広げた。とりわけチェコ、ポーランド、ソ連での隷属民化と強制労働一搾取は苛酷を極めた。（『第三帝国における強制労働』、『北陸大学紀要第28号』、2005.3.17参照）。このユダヤ人、ボルシェヴィキへの弾圧と殺戮、あるいは連行一労働は、国防軍の参加なしには不可能

であった。展示では、ナチス指導部が国防軍に任せた行動として、①精神障害者の殺戮②ユダヤ人のゲットー化③ソ連共産党員の裁判なしの殺害等がパネルや、ヘッドホンから流れる証言者の音声入りで説明された。

4) 人を変える戦場の論理

人は、自分の兄弟が、父親が、息子が戦場で国際法を無視した「戦争犯罪」を犯した人間であると認めるには時間がかかる。戦場に送り出したあときの親思い、兄弟思いの〈真剣で純真な顔〉がいつまでも残像に残る。死んで帰らぬ人となれば、遺族の思いはなおさらである。だが「清潔な」軍隊で、「清潔な」活動で軍務を支えているに違いない、と単に信じているに過ぎない。実際の戦闘に立ち会ったわけでもなく、父や息子たちが、労働力として役立たなくなった収容者を「死の行進」として、収容所から外へ連れだし、間引くその場にいたわけでもなかった。太陽も見えず、外光にもあたらない作業現場で、飢餓と空腹と酷寒に襲われながら労働を強いている現場に足を運んだわけでもない。戦時国際法で何が許されていないかを知らされてはいないだけでなく、そもそも、戦場では人は変わるという冷徹な事実を思い浮かべない。戦場では、相手を殺さなければ、自分が殺されるだけだ。自分の生存は、相手の死である。逆に自らの死は、敵の生存である。こうした殺伐とした、死に神が誰に微笑むかだけがすべてを決する世界では、人の意識は退廃し、倫理は麻痺する。

戦場は人を変え、鬼にする。これは洋の東西を問わず普遍的な事実だ。日中戦争で、旧日本軍の憲兵、土屋芳雄氏は、「抗日組織の弾圧やでっち上げ、拷問、裁判もなしでの処刑など、自ら手を下し体験したことを」⁶⁹記し、時には「顔つきが悪い」、「目つきがただ者ではない」という理由だけで逮捕、「反満抗日分子、思想不良」として断罪したこともあり、直接、間接に関わった殺人は300余人にのぼる」⁶⁹という。「どの事件でもあったのが拷問だ。腹がふくれるまで水を飲ませ、吐き出させては、また飲ませる水責めや、木刀責め、焼き火ばし責め、つるし責め、ツメの間を刺す針責めなど、上官に教えられ、自らも実行した拷問は十種類近くにもなる。」⁶⁹日中戦争にかりだされる前、土屋氏は、農民であり、「土

からはい出した虫を除きながら畑仕事をしたほど殺生嫌い⁽⁶¹⁾であったという。相手の目つき、顔つきが、自分の死につながるかも知れない。これが戦場の論理である。

翻って今日、かつての馬と兵士同士の戦闘に代わり、主な戦闘が戦略爆撃の思想に基づく航空機からの無差別大量殺戮の時代が到来している。しかし主戦はそうであっても、兵士同士の戦闘が完全に消滅したわけではない。その割合、その比重が格段に低下しただけだ。したがって戦略爆撃の時代においてすら、地上の局地戦で展開される<倫理なき戦闘>の重圧は、人を変え、「清潔な」面影のひとつかけらもない人間に追いやる。その好例が、2004年5月に明らかとなったイラク戦争での米英軍兵士によるイラク人収容者への虐待であろう。バグダッド西方のアブグレイブ刑務所での虐待を、各紙は次の見出しで伝えた。「笑う米兵」世界に波紋」（『朝日』04.5.5）、「男性にひも、飼い犬扱い、米紙が報道」（『北陸中日』04.5.7）、「尋問のたび、裸にし殴打、見守る米兵、こぞって写真—イラク人虐待 収容された記者証言」（『北陸中日』04.5.8）「ジュネーヴ条約、他国には順守迫るのに……米の身勝手露呈」（『北陸中日』04.5.9）、「裸の収容者を軍用犬で虐待」（『朝日』04.5.11）、「捕虜虐待は戦争犯罪」仏弁護士が英国を訴追へ」（『毎日』04.5.15）、「市民「サダム時代と変わらぬ」、虐待、各地の収容所で、ひつぎの中夜通し起立「死んだら葬られる」（『毎日』04.5.17）、「尋問強化「眠らすな」（『読売』04.5.19）、「組織的疑い消えず、証拠写真、世界に衝撃」（同）

捕虜を人権を持った人間として扱おうとする国際社会の努力は、1907年の「ハーグ陸戦規則」、1929年のジュネーヴ条約「捕虜の待遇に関する国際条約」、1949年の「ジュネーヴ4条約」、更に1977年の「ジュネーヴ諸条約に対する第一、第二追加議定書」に結晶化している。米英軍の捕虜虐待は、100年間にわたり築き上げてきた国際社会の<捕虜の人間化>に向けた営為を全く無にする行為である。戦場は人を変え、「善良市民でも虐待に走」（『読売』04.5.19）らせることも一因となり、戦争や武力行使は「国際紛争を解決する手段としては永久に

これを放棄」する理念が生まれた。

国防軍の犯罪展は、1995年以来、ナチス親衛隊だけではなく、一般の兵士の戦争犯罪を、すなわちたった今、家族と別れて出兵したばかりの〈普通の兵士〉の加害性を、今現在も克明に世に訴え続けている。〈普通の兵士〉が虐待に走るとすれば、同様に市民に対して権力を振るえる立場にある警察官といえども例外ではない。私は、2003年9月にドルトムント市の公立施設（市立美術館）で行われた巡回展を訪れた。この時、ドルトムント市警察は、管内警察官に勤務時間内での見学と学習を義務として課していた。一般兵士の加害が浮き彫りになればなるほど、その対極にある忘れ去られた犠牲者の問題も浮上してきた。既に述べたように、年金を受給している元戦争犯罪人と、逆に何の年金（補償）も得られず、困窮とトラウマに苦しむ被害者が対比されて問題となったように、犯罪展の広がりと共に強制連行—強制労働者への不当な扱いとその補償を求める運動、世論は大きくなってきた。

⑧基金創設への最大の要因：市民運動と市場の喪失

ここまで基金を生み出した社会的諸要因を列挙してきた。だが最大の、決定的要因はドイツ内外の市民の側の運動とその広がりを恐れる企業の防衛意識、すなわち市場の喪失への対抗意識であろう。

ドイツ最大の民間銀行であるドイツ銀行は大量殺戮のための施設であることを知りながらアウシュヴィッツに融資していた。またその頭取ヘルマン・アプスは、強制労働者たちの苦悩、その後の生活苦などへの配慮、補償問題などをロンドン債務会議の議事日程から外し、これにより強制労働者への国家賠償を講和条約締結まで延期させた。同時に、ヘルマン・アプスの「ナチ党とは正式に距離をおいていた」という戦後の弁明は、全くその逆であり、ナチ党とは正式に蜜月関係を維持していたことも判明した。

1990年代に広がり深化する真相の解明への市民や被害者の熱意は、企業自身に企業史を書かせ、自社の暗い歴史のページに向き合う姿勢を促した。企業は自

社の資料室の扉を社会に向けて開かざるを得なくなってきた。殺戮収容所への融資が徐々に知られるようになり、ドイツ銀行自身が依頼した歴史研究所が「融資」の事実を公表したその直後、『ファイナンシャル・タイムズ』は1999年2月5日、隣国オーストリアに目を向けて次のように報じた。「先日、オーストリアの2つの銀行が、ユダヤ人の訴えに直面し、自身の資料室の無条件公開を発表」と。⁶²更に、ドイツ銀行に「アウシュヴィッツ・ビジネス」⁶³にいかに関わったかをきちんと知らせよう求めた。ドイツのみならず、オーストリアでも資料の開示は迫られていた。

①資料の開示と②それによる隠蔽された真実の、歴史の暗闇からの浮上、真相の解明③そして被害者、遺族たちの苦悩の社会的認知とその補償—これら90年代以降の一連の補償史には、既に述べてきた①～⑦の要因が存在した。ここでは、ドイツ銀行を一例にとりあげて、さらに最大の要因に迫りたい。私は、関連する複数の要因を考えているため、さしあたり「要因群」としておきたい。各群に共通する要素は、人々の運動と企業の防衛意識である。

1) 資料館の開示

要因群の第一は、ポツダムの資料館の自由公開である。ベルリンの壁の崩壊は、国境をなくし、人、モノ、情報の交流を自由にした。だがもう一つ、ポツダム資料館の「扉の通行をも自由」にしたことが、企業が戦後補償問題をく避けて通る自由を許さなくした。

戦後、ドイツ銀行に限らずすべての企業は、第三帝国時代のナチ政体との関わりを隠し通そうとした。真相の解明のうねりは、これに風穴を開けた。その風の一つは、市民や被害者の運動であり、これは拒み続ける巨大コンツェルンを相手にするよりも、その子会社に資料の開示を約束させた。親会社は逃れられなくなった。加えて他の一陣の新風は、右に述べたポツダム資料館の自由公開である。ドイツ銀行の場合、ここに1万2千の整理用ファイルが保存されていた。企業史を依頼された歴史家、研究者たちは、社外の、このファイルを暗闇から引き出した。こうして1995年、創立125周年の年にドイツ銀行の企業史は編纂された。

ドイツ銀行の暗躍とダーティな部分が明るみにできれば、自ずから取引のあった他の企業のナチスとの関わりは芋づる式にたぐり寄せられる。こうして1938年以降、ドイツ最大の銀行と取引のあった他の企業の中には、いつ、何時、何かが発覚するのではないか、との恐れが広がった。自社の暗部が露見する前に先手を打ち、企業史を編纂し、それ以上の暴露を押さえようとする行動に出る企業が現れたとしても不思議ではない。ここから、補償基金への参加の選択肢は、目と鼻の先にある。なぜならば、後に述べるように、「記憶、責任、未来」基金は、設立されれば、以降、被害者や遺族は、企業、政府に補償請求をする道が閉ざされるからである。今後、企業の、またポツダム資料館からどのような資料が明るみに出されようとも、である。したがって、企業は、企業史編纂で先手を打ち、基金設立で再度、先手を打つ行動に出る。

2) 市場喪失への恐れ

要因群の第二は、企業側の市場喪失への恐れである。この点については2点を挙げよう。その一つは、1998年の終わり頃にドイツ銀行が抱えていたアメリカの金融機関バンカーズ・トラスト社との合併問題である。ドイツ銀行は元来、その創立期には幹部クラスにカトリック教徒とユダヤ系ドイツ人がいて、銀行をリードしていた。ヒトラーが権力を掌握するとすぐに、1933年5月、2人のユダヤ系理事は退職せざるを得なくなり、代わりに、経営陣にはナチス系理事が入り込む。この時点では、こうした非アーリア系行員への退職の強要には異議を唱える幹部もいた。例えば、彼らに替わって理事職の一員になったゲオルク・ゾルムツェンは、用意周到に彼らを追い出す方策に疑問を呈し、ユダヤ系の人々が、現在は「経済的、道徳的に殺戮」⁽⁶⁴⁾されているが、今後、その存在が「完全に殺戮される方向に目的意識的に」⁽⁶⁵⁾突き進んでいる現実を指摘し、彼らと共に「スクラムを組んできた日々があったのに、今は連帯感が欠如してしまった」と嘆いている。⁽⁶⁶⁾以降、銀行はナチ党とは蜜月関係を強め、「ドイツ経済界アドルフ・ヒトラー基金」に毎年90万マルクを寄付し、「ハインリヒ・ヒムラー友の会」に入会し、ナチ将校らと出会う中で7万5千マルクを毎年差し出している。1938年、

それまでドイツで最大の民間銀行メンデル商会を引き取り、IG-ファルベン社、ダイムラー・ベンツ社と密接な関係を打ち立てる。ポーランド侵略後は、次々と支店を侵略・占領地に開設した。

アウシュヴィッツ強制収容所が建設され始めたのは1940年5月であるが、翌41年、大幅な拡張工事が開始される。1942年1月の「ユダヤ人問題の最終解決」を決めた「ヴァンゼー会議」を経て、今までのトラックや戦車の排ガスによる殺戮から、青酸ガス・チクロンBによる〈大量かつ効率〉のよい殺害方法に変わる。トレブリンカ強制収容所で、排ガスに含まれる一酸化炭素を使用したガス室よりも、アウシュヴィッツのガス室の方が10倍も多くの人々を詰め込むことができた。ガス室ができれば、その死体を処理する焼却炉が必要だ。両設備はセットである。ドイツ銀行が、この両方の建設に関わっていたことは、一人の職人の報告書から発覚した。建設会社のリーデル・ウント・ゼーネ社は、アウシュヴィッツの第4号焼却炉の建設工事を頼まれた。この会社は、1942年8月31日、現地のドイツ銀行支店に融資を依頼した。資金を融通してもらった建設会社は、職業紹介所を通して建設のための職人を募集した。この職人が、完成後に職業紹介所に提出した仕事の内容を示す文書には、1943年3月2日の日付で、以下のように書かれてあった。「ガス室の床にコンクリートを張る」。ドイツ銀行は、エアフルトの建設会社トプフ・ウント・ゼーネ社が請け負った焼却炉の炉の部分の建設にも融資した。融資額が支店に許されている最大額を超えれば、何に融資をするのかを含めて、本店のサインと許可が要る。担当支店のみならずベルリンの本店も人間の〈大量かつ効率〉的殺戮機構の一翼を担った。こうして頭取ヘルマン・アプス自身が「自分は、1943年以降は殺戮収容所を知っていた」⁶⁷⁾という発言とあいまって、ポツダム資料館のドイツ銀行関係資料1万2千点の重みは、ドイツ銀行を追いつめ、市民や被害者はこれを契機に、各支店の資料を発見し、真相の解明に向けた努力を続けた。

1999年2月17日、ドイツ銀行は98年決算の速報値を発表した。それによると、税引き前利益は79億マルク（約5800億円）であり、前年の4倍を記録し、過去

最高額。同じ年の8月5日付けアメリカの金融専門紙「アメリカン・バンカー」は、98年度末の世界の銀行の総資産番付けを報じた。一位は、ドイツ銀行で、「総資産額約7352億ドル（約84兆1800億円）」⁶⁸となっている。巨額の利益が報じられる一方で、この銀行は98年11月、アメリカの投資銀行バンカーズ・トラスト社との合併に合意が成立していた。バンカーズ・トラスト社は170億マルクで買収されようとしていたのである。これに対して、米に生存している被害者やユダヤ人団体、ニューヨーク市が抗議の声を挙げた。ニューヨーク市は、米連邦当局に合併・買収の際の許可条件を提案した。それは、ドイツが全ホロコーストの犠牲者に補償をしなければ、許可しないように、という内容であった。被害者や数百万人を傘下に収めるユダヤ人団体は、ドイツ製品のボイコットを主張した。シュレーダー首相が、ドイツの12企業が基金創設（「記憶、責任、未来」基金）で合意、と発表したのは、ドイツ銀行が速報値を公表した99年2月17日であり、まさにボイコット運動の広がりや未然に防ごうとしたからである。ドイツ銀行こそこの12企業の中の一社である。

3) 集団訴訟

ドイツ企業への抗議、ボイコット・不買運動と共に、アメリカでドイツ企業を相手に起こされる集団訴訟が、第二の要因群の二つめに触れたい点である。集団訴訟（クラス・アクション、ザンメルクラージェ）では、一つのクラスを代表する一人または多数を原告とする訴えが勝訴すると、その判決は同じ被害を受けているクラス全員に効力を及ぼす。企業は原告のみならず多数の同じクラスの被害者に支払いをしなければならない点で企業へのダメージは大きく、逆に被害者には共同意識と連帯感が生まれる。強制労働の現場では、山奥での採石場にせよ、埠頭での荷役作業、地下での石炭の採掘作業にせよ、多くの場合、一人で労働を強いられたわけではない。強制労働は、共同労働である。個人差はあるものの、被害や疲労、傷害や飢餓の程度も多くの人々に共通していた。＜私の苦悩は、隣人の苦悩＞でもある。かつて、同じ境遇で苦悩し、助け合った人々は終戦を体験し、50年の歳月を経た90年代後半に、集団訴訟で再会し、連帯意識を確認した。

97年3月、アメリカで9人のホロコーストの生存者が欧州の保険会社6社を訴えた。98年8月、米国でユダヤ系女性2人がフォルクスワーゲン社を相手に集団訴訟を提訴。翌9月、アメリカで、1000人の元強制労働者がドイツのダイムラー・ベンツ社などを相手取って提訴。訴えられた企業は、いずれもアメリカに支社、支店を開設していたり、巨額の不動産、財産、資産価値を持つドイツ企業が中心である。企業は、敗訴による莫大なく損害だけでなく、アメリカの顧客や消費者から保険契約の解除、製品のボイコットや不買運動が広がることを恐れた。

4) 株主総会

要因群の第三は、被害者や支援者による企業の門前での抗議行動、インターネットなどを通じた情報の交換と共有、数多くの集会、学習会、講演会での歴史意識の深化、労働組合での議論と決議、株主総会での戦争犯罪の告発と補償を求める運動—すなわち、市民、被害者、労働組合、90年連合・緑の党、民主社会主義党を中心とする野党の下からの運動である。

市民レベルでシンポジウム、講演会、学習会等を開催し、企業の代表者を呼んでも、企業は参加しない。これらに比べ、株主総会では経営陣は株主の声に全く背を向けることはできない。IG-ファルベン社は、バイエル社、ベー・アー・エス・エフ (BASF、バspf) 社、アグファ (Agfa) 社の「三社同盟」に加えて、第一次大戦中にヘキスト社等が加わり、6つの大化学企業が利益共同体契約を締結して成立した。戦後になり、連合軍は企業の過度の集中を排除し、巨大コンツェルンの解体を進める。IG-社は、資産の一部をIG-ファルベン精算会社が引き継ぎ、残りの90%をバイエル、バspf (BASF)、ヘキスト3社が受け継ぎ、実体としてこの三社が後継企業となった。⁽⁶⁹⁾一方、IG-ファルベン精算会社の方は、1991年の株主総会で「IG-ファルベン・持株・不動産精算株式会社」(以下、「IG-持株精算会社」と略称、筆者記)と名を改め、ともかく精算の方向へ進むことが確認された。⁽⁷⁰⁾1996年の時点で、このIG-持株精算株式会社の株主配当は年間1億マルク(約73億円)以上にのぼっている。

「連合批判的株主の会」は、早いうちからIG-持株精算会社と後継三企業の戦争・戦後責任を追及し、補償制度の設立を訴えてきた。⁽⁷¹⁾戦後50年にあたる1995年、この会は、他のグループと共に、2,3千人が出席するバイエル社の株主総会で、チラシを配付し、総会の席上で①IG-社所有の、モノヴィッツ<私営>強制収容所（アウシュヴィッツIV）の保存とそのため予算を組む②IG-社の全被害者、遺族に、直ちにふさわしい補償をする、とりわけモノヴィッツ<私営>強制収容所の元強制労働者に補償基金を創設する③これらの予算化には、一株につき一マルクを充てる④IG-社の資料の閲覧を自由にする⑤「IG-持株精算会社」を解体し、商取引きを禁止すること等を主張した。94年度の決算によれば、額面50マルクの一株につき、13マルクもの配当があった⁽⁷²⁾ので、その13分の1相当を抛出せよ、という主張はそれほど無理な主張ではないであろう。これにより6000~7000万マルクが集まり、不十分ながら一定数の被害者が補償される。一方、バイエル社の方は、①かつてのIG-社とは別会社であり、したがって権利継承者ではない②ナチス時代のテーマは総会ではふさわしくなく、歴史のゼミは株主総会に不適である③ヒトラー・ドイツでは、誰もが何らかの方法で従うよう強いられていた、などと反論し、連合批判的株主の会や他の連帯するグループは、警備員の力で会場から排除されてしまった。法的には確かに別会社であろう。しかし、国内、国際法に違反し、積極的に<私営>強制収容所まで設立し、35万人もの膨大な強制労働者の生死をかけた奴隷労働により発展し、資本蓄積を果たした企業が、ナチスにより「強いられた」と、まるで<被害者>を装うことは、歴史の事実に対し、真相解明の努力と成果を無にする。

各地で連合批判的株主の会、全国組織であるナチ政体被迫害者同盟（VVN）等のシンポジウムが現地の市民運動と共同で開催され、そこで議論され、決議された内容が、株主総会に提出された。1991年、バスフ（BASF）社は、旧東独のシュヴァルツハイテに残されていたIG-社の強制収容所を、社によれば「ついうっかりして、誤って」⁽⁷³⁾ローラーで地ならしをしてしまった。大規模な抗議がバスフ（BASF）社に殺到した。この企業は、資料室を非公開とするだけでなく、

ガス室、焼却炉、収容者たちが寝泊まりするバラックをも解体した。自社の歴史につながるものを、資料室だけに封印し、これができないものは、地上から消し去り、そのことで今生きている人々の記憶からも抹殺しようとした。シンポジウム、討論会、株主総会などでは、このことが問われ、社は、跡地に記念公園の建設を約束せざるを得なくなった。

戦後の補償は、歴史的事実を認め、被害者たちの苦悩を認知し、その責任の所在を認め、謝罪すること、そして原状への回復をめざした金銭的な支払いをする一だがこれだけでは終わらない。歴史の、意図的な記憶からの抹殺をさせないよう、資料の開示、歴史的な施設の保存と公開、語り部の養成など、市民が学ぶ場を維持することも含まれなければならないだろう。ノイエンガメ強制収容所はその碑に「あなた方の苦悩、あなた方の戦いそしてあなた方の死を決して忘れてはならない」と刻銘し、「あなた方の苦悩、戦い、死」を社会的に認知する努力を払ってきた。強制収容所の設置者であるハンブルク市議会と市民は、設置の理由を「このような不正を二度と繰り返さないために」と刻んだ。戦後補償とは、繰り返さないための努力までを包含しなければならないのではないだろうか。この努力は、死者への思い、愛する肉親、恋人にまつわる記憶まで消そうとする人々との〈戦い〉なしには、実を結ばない。

株主総会での主張は、たとえ実現をしなくとも、すなわち先の「一株一マルク」やモノヴィッツ〈私営〉強制収容所（アウシュヴィッツIV）保存など①から⑤までが達成できなくとも、その〈戦い〉が社会的に伝えられ、「戦犯企業」の罪がドイツの内外に広く知られるようになり、企業はますますその姿勢を問われることになる。売り上げ減とボイコットの波は確実に企業に向けて押し寄せ、まともな戦後補償に取り組むよう促す。こうした市民の〈戦い〉の一つに、「贖の印・行動/平和奉仕」（以下「贖の印」と略記）の運動がある。この運動の源流は、ナチス時代に抵抗をした数少ないプロテスタントの告白教会に集う人々である。1999年、「贖の印」グループは、政府に立法による基金の創設を要求をしている。金額は、強制労働により儲けた量に沿わなければならないとし⁽⁷⁴⁾、先に

「記憶、責任、未来」基金に先立つ補償」の項で触れたように、少数の企業はこれまで確かにささやかな支払いをしてきたが、その額は企業側が一方的に決定していた。「贖いの印」は、こうした企業のいわば自由裁量に異議を唱え、創られるべき基金への各企業の拠出額は、利益の量に比例するよう提案した。このグループも各地で集会を組織し、「我々は、当該企業に期待する。彼らがナチの不正への関わりと、元強制労働者への犯罪の共同責任を認めるように」⁽⁷⁵⁾と訴えた。

本稿は、冒頭に図示した第IV章の第1節を構成する。この前史にを引き継ぐ形で、強制労働補償基金が設立される。⁽⁷⁶⁾ この強制労働補償基金「記憶、責任、未来」については別稿にて扱いたい。

註

- (1) 内田雅敏「戦後補償」を考える」、講談社現代新書、1994年、146頁
- (2) 同書、147頁
- (3) Thomas Hanke, Klaus-Peter Schmid : Verdrängte Geschichte, Die Zeit , 98. 8. 27
- (4)-(6) ベンジャミン・B・フェレンツ著、住岡良明+凱風社編集部訳「奴隷以下」、凱風社、1993年、339頁
- (7)(8) VW-Opfer bekommen Geld, taz, 1998. 9. 12,13
- (9) 毎日新聞、2001.5.24 藤生竹志特派員
- (10) 朝日新聞、1995.6.3 宮田謙一特派員
- (11) 朝日新聞、1995.7.18 磯松浩滋特派員
- (12)(13) 北陸中日新聞、1997.9.28 白田信行特派員
- (14) 伊丹万作「戦争責任者の問題」1946.8、魚住昭、佐高信「だまされることの責任」高文研、2004年、7-8 頁
- (15)(16) 同書13頁
- (17)(18) 北陸中日新聞、1997.12.26 白田信行特派員
- (19)-(21) 毎日新聞、1997.10.10 橋本晃特派員
- (22) 北陸中日新聞、1995.12.1 共同
- (23) 読売新聞、1995.6.9 大塚隆一特派員
- (24) 読売新聞、1993.8.5
- (25)(26) 毎日新聞、1993.8.5

- (27)(28) Volker Ulrich : Deutsche Unternehmen und ihre braune Vergangenheit, Die Zeit, 95.2.24
- (29) Hans Momsen : Das Volkswagenwerk und seine Arbeiter im Dritten Reich, ECON, 1997
- (30) Norman G. Finkelstein : The Holocaust Industry, Verso, 2000
ドイツ語翻訳は Die Holocaust-Industrie, Piper, 2001
- (31) Harold James : Die Deutsche Bank im Dritten Reich, C.H.Beck, 2003
- (32) クラウス・レゲヴィー著、斉藤寿雄訳『ナチスからの回心』、現代書館、2004年
- (33) 同書、16頁
- (34) 同書、18頁
- (35) 同書、16頁
- (36) 拙稿「ドイツ企業の戦後補償と EU の市場拡大」、「技術と人間」、技術と人間社 Nr.290 27(8)、1998年
拙稿「半世紀後の「方向転換」は謝罪なき補償—米国を舞台に展開する日独戦後補償」、「論座」、朝日新聞社 通巻65号、2000年10月号を参照
- (37)-(39) 毎日新聞、1997.6.10 福原直樹特派員
- (40)(41) 北陸中日新聞、1997.4.15 熊倉逸男特派員
- (42)(43) Klaus Körner : Der Antrag ist abzulehnen, Konkret Literatur Verlag, 2001, S.125
- (44)(45) Anita Kugler : Keine Opferrente für NS-Verbrecher, taz. 97.3.1,2
- (46) Wolf Klimpe-Auerbach : Deutsche Zivil- und Arbeitsgerichtsbarkeit und NS-Zwangsarbeit. In : Ulrike Winkler(Hg.) : Stiften gehen, NS-Zwangsarbeit und Entschädigungsdebatte, Papy Rossa Verlag, 2000, S.208
- (47) Vgl.Wolf Klimpe-Auerbach:a.a.O., S.219
- (48) Vgl.Wolf Klimpe-Auerbach:a.a.O., S.207
- (49) Vgl.Wolf Klimpe-Auerbach:a.a.O., S.208
- (50) Entschädigung für Zwangsarbeiter, taz, 1996. 7. 3
- (51) ジェームズ・テラー、ウォーレン・ショー著、吉田八岑監訳『ナチス第三帝国事典』1993年、123頁
- (52)(53) 木佐芳男「<戦争責任>とは何か」、中央公論新社、2001年、136頁
- (54)(55) CDU verzichtet auf Gedenken, taz, 97. 3.21
- (56)(57) Eine unvergleichliche Schau, taz, 99.11.5
- (58)-(61) 『朝日新聞』、1984.8.15
- (62)(63) Deutsche Bank und Zwangsarbeit, US-Markt ist einem Kniefall wert, Soz.

99.5

- (64)-(66) Die Augen fest zugemacht, Der Spiegel, 1999.2.8 Nr.6 S.143
- (67) Vgl. Die Augen fest zugemacht, S.144
- (68) 『北陸中日新聞』、1999.8.9
- (69) Jetzt die Verantwortung der IG-Farben an den Verbrechen des Weltkriegs zur Sprache bringen, Antifaschistische Nachrichten, 95/5
- (70) 佐藤健生「ドイツの戦後補償立法とその実行について」、ベンジャミン・B・フェレンツ著、前掲書、462頁
- (71) 拙稿「ドイツ企業の戦後反省—ダイムラー・ベンツとIG-ファルベンの場合—」『金沢大学・大学教育開放センター紀要』、第17号、1997年、57-60頁
- (72) Jetzt die Verantwortung der IG-Farben an den Verbrechen des Weltkriegs zur Sprache bringen, Antifaschistische Nachrichten, 95/5
- (73) Handel mit der "Blutaktion", taz, 95.8.9
- (74)(75) Wo bleibt das Schuldenkenntnis ?, taz, 99.10.8
- (76) ドイツの強制労働補償基金については、以下の著作がある。
- ・梶村太郎「強制労働個人補償財団発足—「過去の重荷」を降ろしたドイツ」、『週間金曜日』、2000年8月11日号
 - ・徳留絹枝「ドイツとの相違と共通性とはどう裁かれるか—対日企業の訴訟はこれからが本番」、『論座』、朝日新聞社、2000年10月号
 - ・高橋融「対日強制労働訴訟が問うもの—カリフォルニア州・ヘイデン法の背景と波紋」『世界』、2000年11月号
 - ・佐藤健生「ドイツ企業の『記憶・責任そして未来』—強制連行労働者への補償基金」、古庄正、田中宏、佐藤健生『日本企業の戦争犯罪』、創史社、2000年12月
 - ・矢野久「ドイツ『記憶・責任・未来』基金の歴史的意義」、『世界』、2000年12月号
 - ・ドイツ連邦共和国における「記憶・責任・未来」基金調査団「ドイツ連邦共和国における『記憶・責任・未来』基金調査報告書」、2000年
 - ・仲正昌樹「『連邦補償法』から『補償財団』へ—ドイツの戦後補償の法的枠組みの変化をめぐる」、『金沢法学』第43巻第3号、2001年3月刊